

議案第77号

松阪商人の館条例の一部改正について

松阪商人の館条例（平成17年松阪市条例第260号）の一部を次のように改正する。

平成30年6月19日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪商人の館条例の一部を改正する条例

松阪商人の館条例（平成17年松阪市条例第260号）の一部を次のように改正する。
題名中「松阪商人の館」を「松阪市旧小津邸」に改める。

第1条中「保存と」の次に「活用及び」を加え、「松阪商人の館」を「旧小津邸」に改める。

第2条中「松阪商人の館（以下「商人の館」という。）」を「旧小津邸」に改め、同条第2号を削り、同条第1号中「松阪商人」を「旧小津邸」に、「かかわる」を「関わる」に、「公開」を「活用」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 旧小津邸の公開

第2条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 旧小津邸に関わる文化活動及び観光交流のための活用

第3条を削る。

第4条第1項中「商人の館」を「旧小津邸」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、松阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に定めることができる。

第4条第1項第2号を削り、同項第3号中「12月29日」を「12月30日」に、「翌年1月3日」を「翌年1月2日」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項を削り、同条を第3条とする。

第5条第1項中「商人の館」を「旧小津邸」に、「次に掲げるとおりとする」を「午前9時から午後5時までとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第5条第1項各号を削り、同条第2項を削り、同条を第4条とする。

第6条の見出し中「入館料」の次に「及び観覧料等」を加え、同条第1項を次のように改める。

旧小津邸に入館しようとする者は、入館料を支払わなければならない。

第6条に次の4項を加える。

- 2 入館料は、別表第1に定めるところによる。
- 3 市長は、特別の事業を実施するときは、その期間に限り、第1項の入館料のほか、観覧料その他の当該事業に関する料金（以下「観覧料等」という。）を徴収することができる。
- 4 観覧料等は、前項の事業の内容を考慮して、その都度市長が定めるものとする。
- 5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、年齢に達しない者については、入館料及び観覧料等を徴収しない。

第6条を第5条とする。

第7条の見出し中「減免」を「免除」に改め、同条中「必要と」を「必要があると」に、「減免」を「免除」に改め、同条を第6条とする。

第8条第3号中「建物、設備、展示資料等」を「旧小津邸の文化財的価値を損ない、又は施設等」に改め、同条第4号中「前3号に掲げるもののほか、」を「その他」に改め、同条を第7条とする。

第10条を第18条とする。

第9条中「入館者」の次に「及び使用者」を加え、「責」を「責め」に、「商人の館」を「旧小津邸」に改め、「設備、」の次に「展示」を、「損傷」の次に「し、」を加え、同条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第17条 旧小津邸の管理は、松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年松阪市条例第9号）第6条第1項の規定に基づき教育委員会が指定する者（以下「指定管理者」という。）に、旧小津邸の管理に関する事業のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第2条に規定する事業に関すること。
 - (2) 旧小津邸の維持管理に関すること。
 - (3) 旧小津邸の利用及び利用料金に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業
- 2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、次に掲げるとおりとする。
- (1) 市長は、指定管理者に入館、観覧等及び使用に係る料金を利用料金として当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
 - (2) 第3条中「松阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ松阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て」と、第4条中「教育委員会が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第5条中「入館料」とあるのは「入館に係る料金」と、「観覧料」とあるのは「観覧に係る料金」と、「市長は」とあるのは「指定管理者

は」と、「徴収」とあるのは「収受」と、「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」と、第 6 条中「入館料」とあるのは「入館に係る料金」と、「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは」と、第 7 条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第 8 条中「使用料」とあるのは「利用料」と、「使用しようとする者」とあるのは「利用しようとする者」と、第 9 条から第 11 条までの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第 12 条中「使用料」とあるのは「利用料」と、「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは」と、第 13 条中「使用料」とあるのは「利用料」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用しようとする日」とあるのは「利用しようとする日」と、「使用の」とあるのは「利用の」と、「使用できない」とあるのは「利用できない」と、第 14 条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用に係る」とあるのは「利用に係る」と、第 15 条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用を」とあるのは「利用を」と、「使用の」とあるのは「利用の」と、第 16 条中「使用者」とあるのは「利用者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

- (3) 第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、入館に係る料金は、指定管理者が別表第 1 に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- (4) 第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、向座敷の利用料は、指定管理者が別表第 2 に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 第 7 条の次に次の 8 条を加える。

(使用料)

第 8 条 旧小津邸の向座敷を使用しようとする者は、使用料を支払わなければならない。

- 2 使用料は、別表第 2 に定めるところによる。

(使用の許可)

第 9 条 旧小津邸の向座敷を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の許可に際して、旧小津邸の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第 10 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、旧小津邸の向座敷の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) 旧小津邸の文化財的価値を損ない、又は施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(4) 専ら営利又は宣伝を目的とした使用であると認めるとき。

(5) その他管理上支障を来すおそれがあると認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第 11 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。

(1) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたと認めるとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したと認めるとき。

(3) その他管理上支障を来すおそれがあると認めるとき。

(使用料の免除)

第 12 条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第 13 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者が使用しようとする日の 20 日前までに使用の取消しを届け出たとき。

(2) 使用者の責めによらない理由により使用できないとき。

(3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(権利の譲渡の禁止)

第 14 条 使用者は、旧小津邸の向座敷の使用に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第 15 条 使用者は、旧小津邸の向座敷の使用を終了したとき、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に復さなければならない。

別表を次のように改める。

別表第 1 (第 5 条関係)

区分		入館料	
		入館券	共通券
一般	個人	200 円	160 円
	団体	160 円	120 円
6 歳以上	個人	100 円	80 円
18 歳以下	団体	80 円	60 円

備考

1 団体は、20 人以上の場合に適用する。

2 共通券は、同一の日において、旧長谷川邸、旧小津邸、原田二郎旧宅及び松阪市立歴史民俗資料館の 4 館のうち 2 館以上の施設に入館する場合に適用する。

3 共通券の金額は、2 館以上の施設に係る共通券の金額のうち旧小津邸に係る金額を指す。

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第2（第8条関係）

区分		使用料	
		全日 午前9時から 午後5時まで	4時間未満
向座敷	市民が使用する場合	4,320円	2,160円
	市民以外が使用する場合	6,480円	3,240円

備考 市民とは、市内に住所を有する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の松阪市旧小津邸条例の規定に基づく使用の許可その他の準備行為をすることができる。